

# 第1回 足羽川ダム工事に関する安全・衛生・環境保全委員会

## 会 議 次 第

### 1. 開 会

### 2. 出席者の紹介

### 3. 挨拶

### 4. 議 事

(1) 委員会設立の趣旨説明（規約（案）の確認）

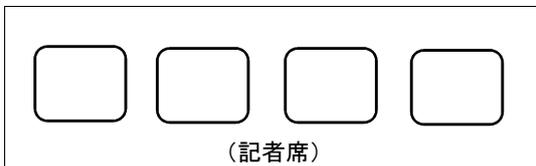
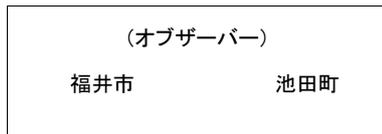
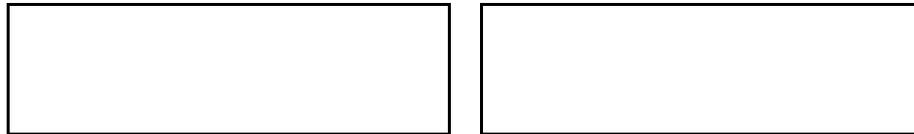
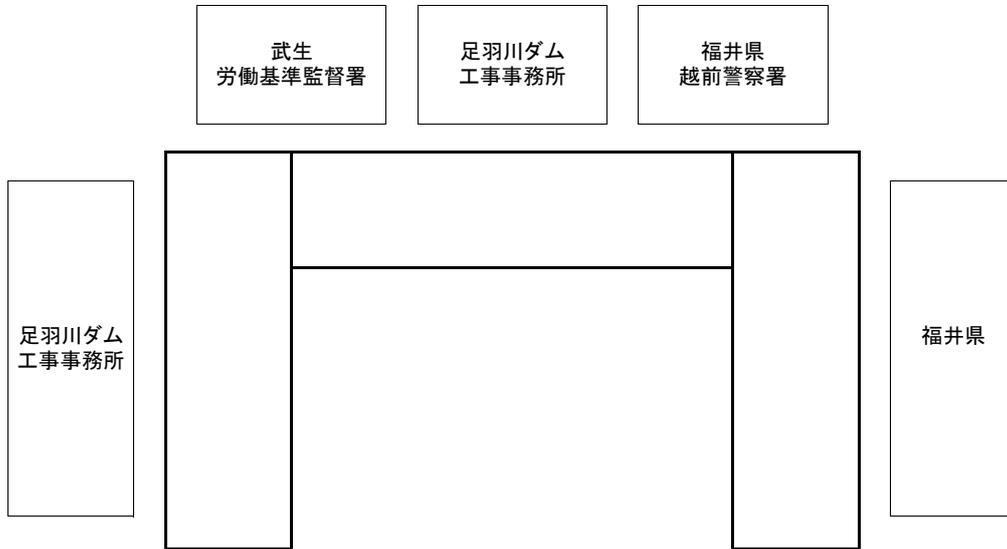
(2) 足羽川ダム建設事業の概要

(3) これまでの取り組み状況

(4) 今後のすすめ方

### 5. 閉 会

# 【配席図】



## 足羽川ダム工事に関する安全・衛生・環境保全委員会 規約

### (名称)

第1条 本委員会は、「足羽川ダム工事に関する安全・衛生・環境保全委員会」(以下「委員会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 委員会は、足羽川ダム建設事業における工事現場の安全・衛生・環境保全に関する課題及び対応策について、各分野を所管する行政機関等の助言や確認を受け、それらをもとに、事業主体において工事等に取り組むことをもって、課題の解決や未然防止を図ることを目的とする。

### (構成)

第3条 委員会は、以下の組織で構成される。

参加機関	事業主体	足羽川ダム工事事務所
	外部委員	福井県、福井県越前警察署 武生労働基準監督署
	オブザーバー	福井市、池田町

### (事務局)

第4条 委員会の事務局は、足羽川ダム工事事務所に置く。

2 事務局は、委員会の運営に関して必要な事務を処理する。

### (委員会)

第5条 事務局は、議題の提案を行うとともに、委員会に必要な情報の提供を行う。

2 外部委員は、委員会において事務局が示した内容に対する意見を述べる。

3 外部委員は、委員会の開催を事務局に要請することができる。

### (取扱う課題)

第6条 事業主体は、第2条の目的を達成するため次の事項について助言や確認を受け、課題の解決や未然防止を図るように努めるものとする。

- (1) 自然 工事に伴う排水や汚濁物質の流出を抑制し、近隣住民等への生活や生業への悪影響を最小限にとどめるための方策
- (2) 交通 一般車両等の安全を確保しながら、工事関係車両を適正に通行させるための方策

- (3)生活 工事に伴う騒音や振動について、近隣住民等の生活や生業への悪影響を最小限にとどめるための方策
- (4)工事安全 事故防止対策の向上に向けた具体的な方策
- (5)現場環境 働きやすい現場環境の整備に向けた具体的な方策
- (6)広報 各工事現場の実施状況等について、住民や一般の道路利用者等にきめ細かく周知するための方策
- (7)その他 委員会の目的を達成するための必要な事項に関すること。

(情報公開)

第7条 本委員会の配布資料については、会議終了後、足羽川ダム工事事務所ホームページに公開する。

(その他)

第8条 この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項が生じた場合は、別途協議する。

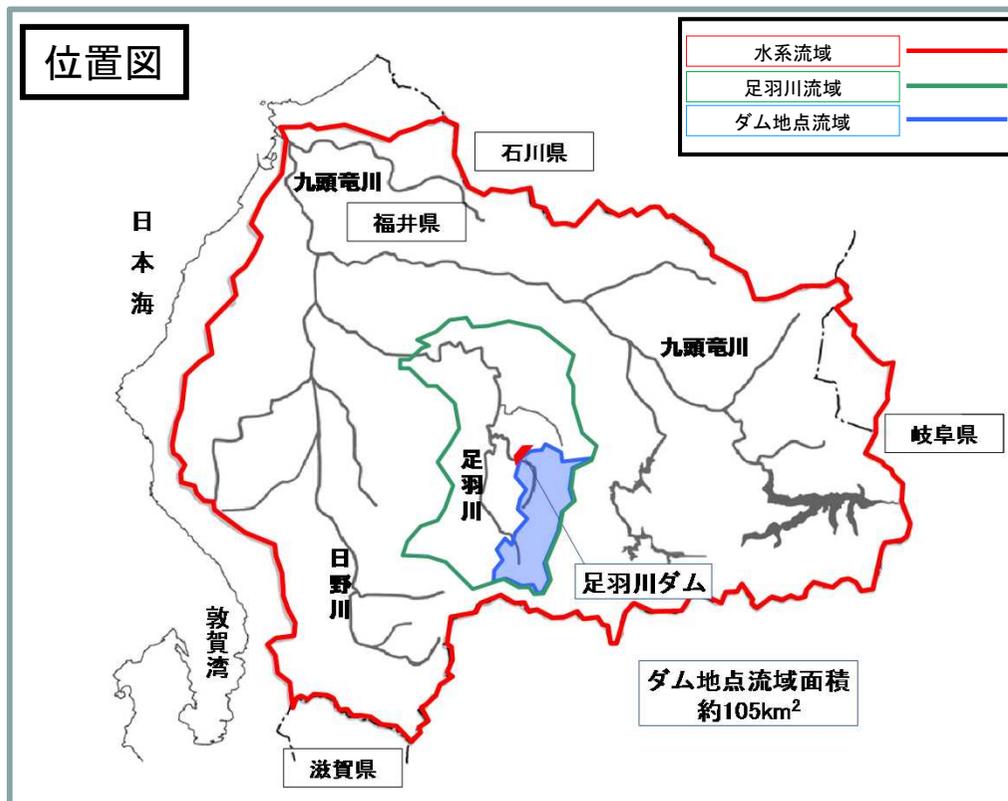
2 この規約を改正する必要があると認められるときは、委員会で協議する。

(附則)

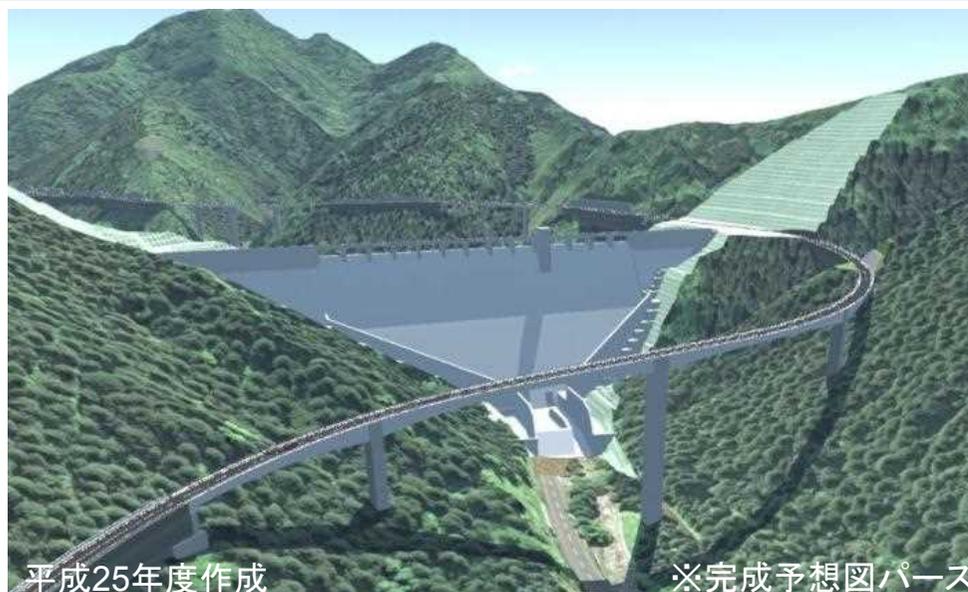
この規約は、平成30年8月22日から施行する。

# 足羽川ダム建設事業の概要

---



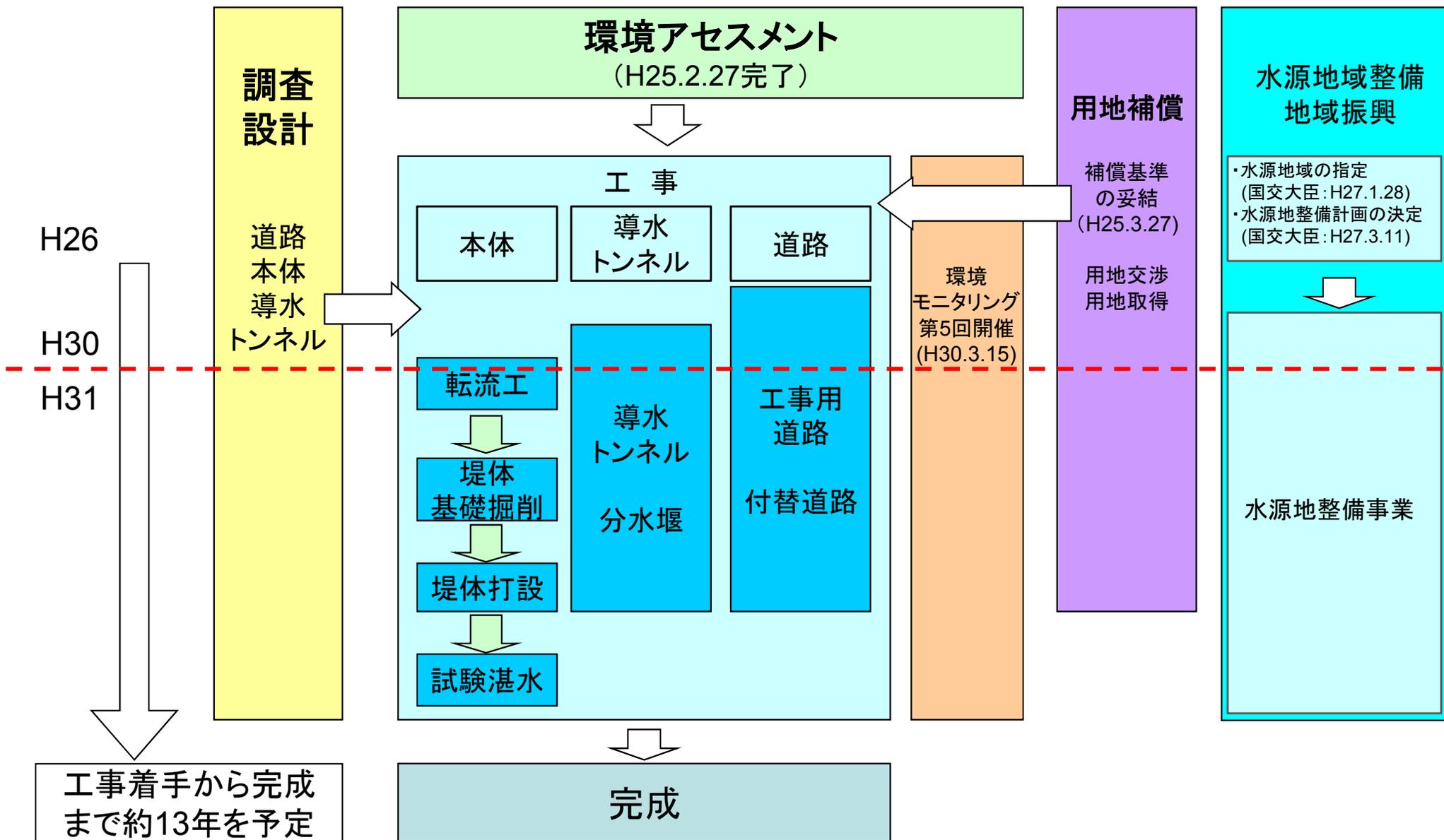
- 場所 いまだてぐんいけだちょう くずりゅうがわ あすわがわ  
福井県今立郡池田町(九頭竜川水系足羽川)
- 目的 あすわがわ ひのがわ くずりゅうがわ  
洪水調節(足羽川、日野川、九頭竜川の洪水防御)
- 諸元  
重力式コンクリートダム  
高さ約96m, 貯留容量約28,700千m<sup>3</sup>(東京ドームの約23個分)
- 総事業費及び進捗状況  
約960億円
- 工期  
昭和58年度～平成38年度
- 現状  
用地補償, 工事用道路工事, 付替道路工事, 水理水文調査等  
※ダム検証: H24.7.23に対応方針を「継続」と決定
- 平成30年度実施計画の概要 【約52億円】  
用地取得, 付替道路工事, 導水トンネル工事, 転流工事等



昭和58年 4月	実施計画調査開始
平成 6年 4月	建設事業に移行
平成11年11月	代替ダムサイト候補案の公表 (H9.9ダム審議会より答申。旧ダムサイトは社会的影響が大きいため(約220戸の移転)、水没世帯が少なくなるように最善の努力。H19年2月河川整備計画によりダムサイトを正式決定)
平成16年 7月	福井豪雨による甚大な被害の発生 (死者行方不明者5名、重軽傷者19名、住居全半壊196戸、床上浸水3,313世帯、床下浸水10,324世帯(福井県地域防災計画 資料編 H29.3))
平成18年 2月	九頭竜川水系河川整備基本方針策定
平成19年 2月	九頭竜川水系河川整備計画策定 (I期工事(足羽川ダム・水海川導水路・水海川分土工)が位置付け)
平成22年12月	ダム事業の検証に係る検討を開始
平成24年 7月	ダム事業の検証において、事業継続の対応方針決定
平成25年 2月	九頭竜川水系足羽川ダム建設事業環境影響評価書の公告・縦覧
平成25年 3月	足羽川ダム建設事業に伴う損失補償基準の締結
平成26年 6月	足羽川ダム建設事業(県道松ヶ谷宝慶寺大野線付替工事)着工式
平成27年 1月	水源地域対策特別措置法に基づく、足羽川ダムに係る水源地域の指定
平成27年 3月	水源地域対策特別措置法に基づく、足羽川ダムに係る水源地域整備計画の決定
平成29年 7月	足羽川ダム建設事業(水海川導水トンネル工事)起工式
平成30年 3月	転流工事 着工

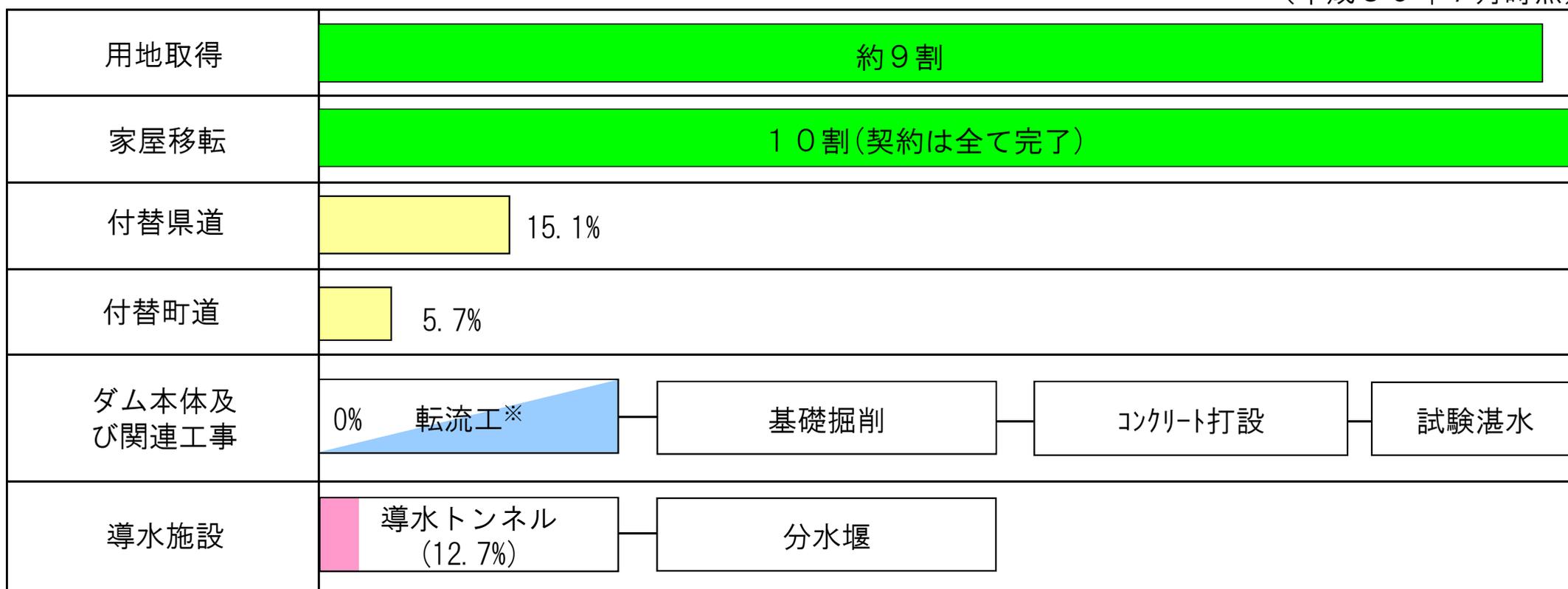
平成17年度 九頭竜川水系河川基本方針策定  
平成18年度 九頭竜川水系河川整備計画策定

平成20年度  
水特法に基づく  
ダム指定



- 平成30年度は、引き続き事業に必要な用地取得及び工事用道路、付替県道、付替町道、導水トンネル工事を実施。平成30年3月末に転流工事に着手。
- 平成29年度末に用地取得の約9割、家屋移転契約は全て完了。

(平成30年7月時点)



凡例  用地取得  付替工事  本体関連  導水施設

■ 付替道路、導水トンネル、転流工工事を引き続き進捗する。

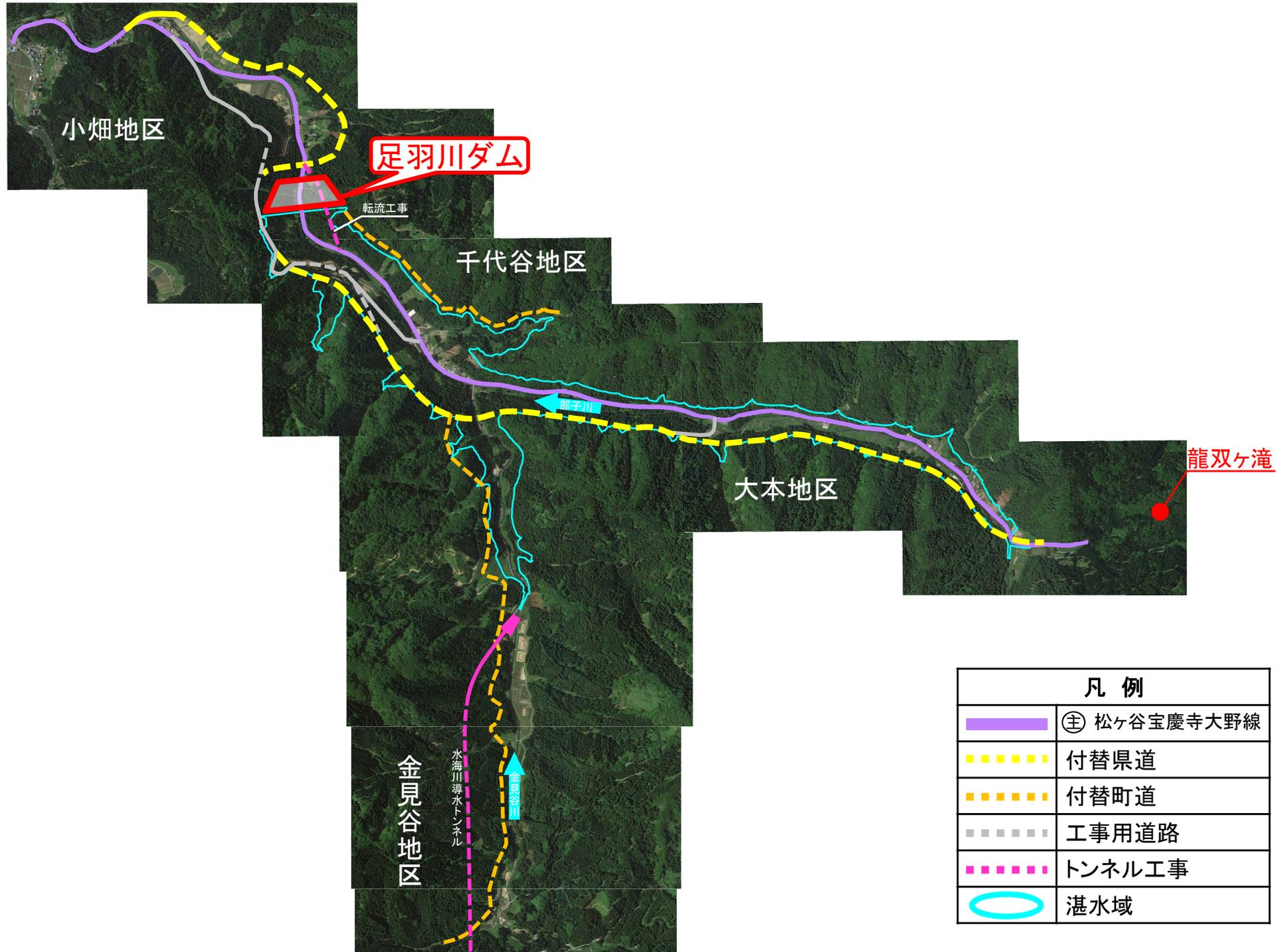
工程計画(案)

事業完了までに要する必要な工期 (案)

:クリティカル

種別		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38
ダムの堤体の工事	仮排水路トンネル(転流工)													
	ダム本体掘削(堤体基礎掘削工)													
	堤体打設													
	管理設備工・放流設備工													
工事用道路(工事用道路の設置の工事)														
導水トンネル(導水施設(分水堰含む)の工事(部子川～水海川))														
建設発生土の処理の工事														
付替道路(道路の付替の工事)														

平成29年5月時点



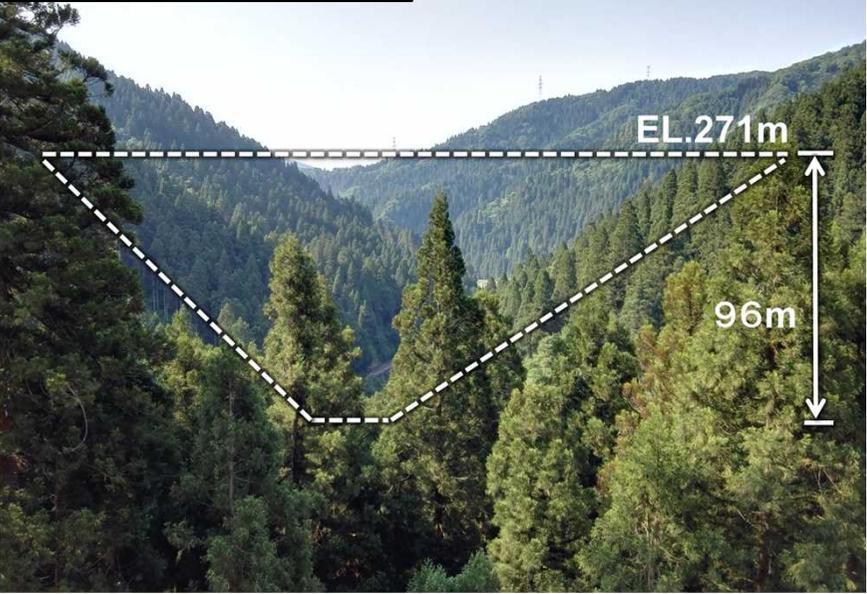
凡 例	
	Ⓢ 松ヶ谷宝慶寺大野線
	付替県道
	付替町道
	工事用道路
	トンネル工事
	湛水域

# 上流(1号工事用道路)から足羽川ダムサイトを望む

あすわがわ



ダムサイト位置(イメージ)



[ 凡 例 ]	
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:red;"></span>	施工済
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; border:1px solid black;"></span>	未施工
<span style="display:inline-block; width:20px; height:10px; background-color:purple;"></span>	現道 (松ヶ谷宝慶寺大野線)

へこがわ

- 高さ96mの重力式コンクリートダムで、足羽川の支川の部子川に建設。
- 平常時は、水を貯めない洪水調節専用の流水型ダム。

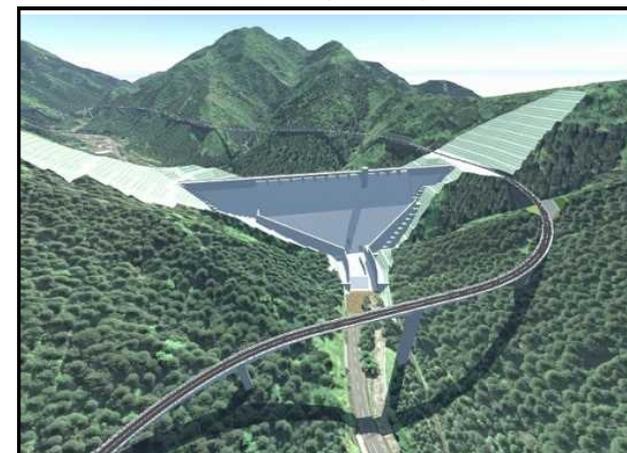
### 堤 体

形 式: 重力式コンクリートダム  
堤 高: 約96m  
堤 頂 長: 約367m

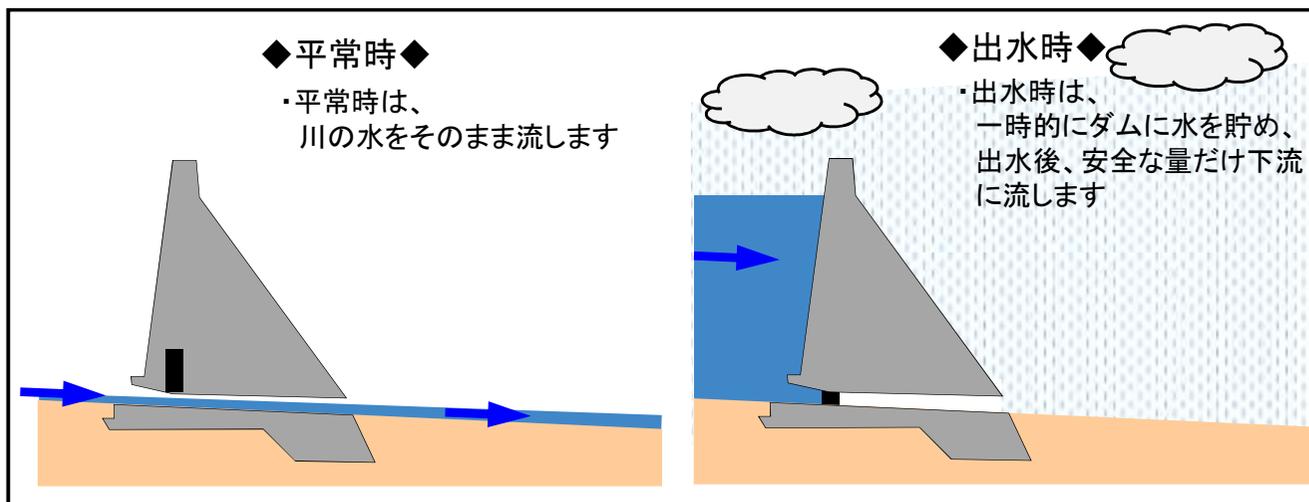
### ダム洪水調節地

集 水 面 積: 約105km<sup>2</sup>  
貯 水 面 積: 約94ha  
常 時 満 水 位: - (常時は空虚)  
サ ー チャージ 水位: 標高265.7m  
総 貯 水 容 量: 約28,700,000m<sup>3</sup>  
洪水調節容量: 約28,200,000m<sup>3</sup>

足羽川ダム完成予想図



### 洪水調節専用(流水型)ダムのイメージ



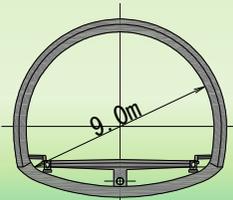
みずうみがわ  
水海川導水トンネルについて



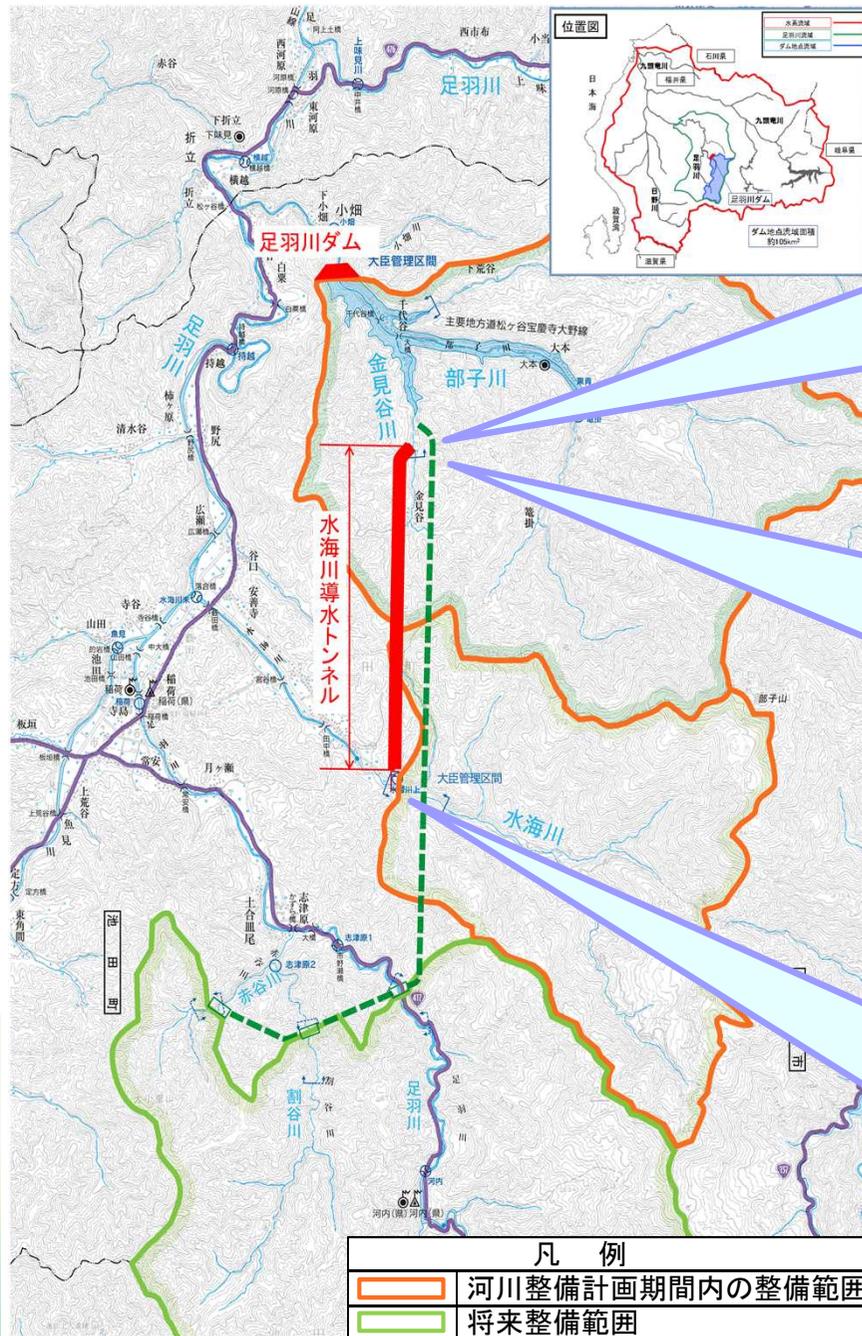
■ トンネルの大きさ



水海川導水トンネル



持越トンネル  
(仮称：福井県)



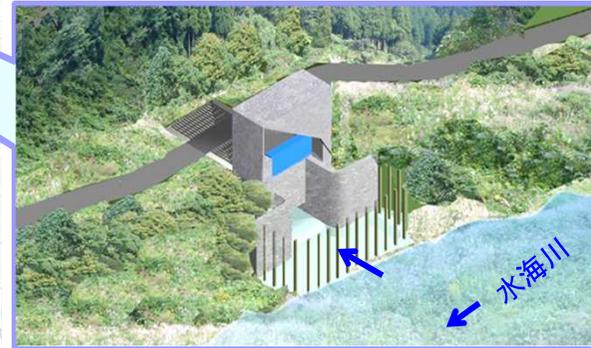
■ 導水トンネル吐口イメージ

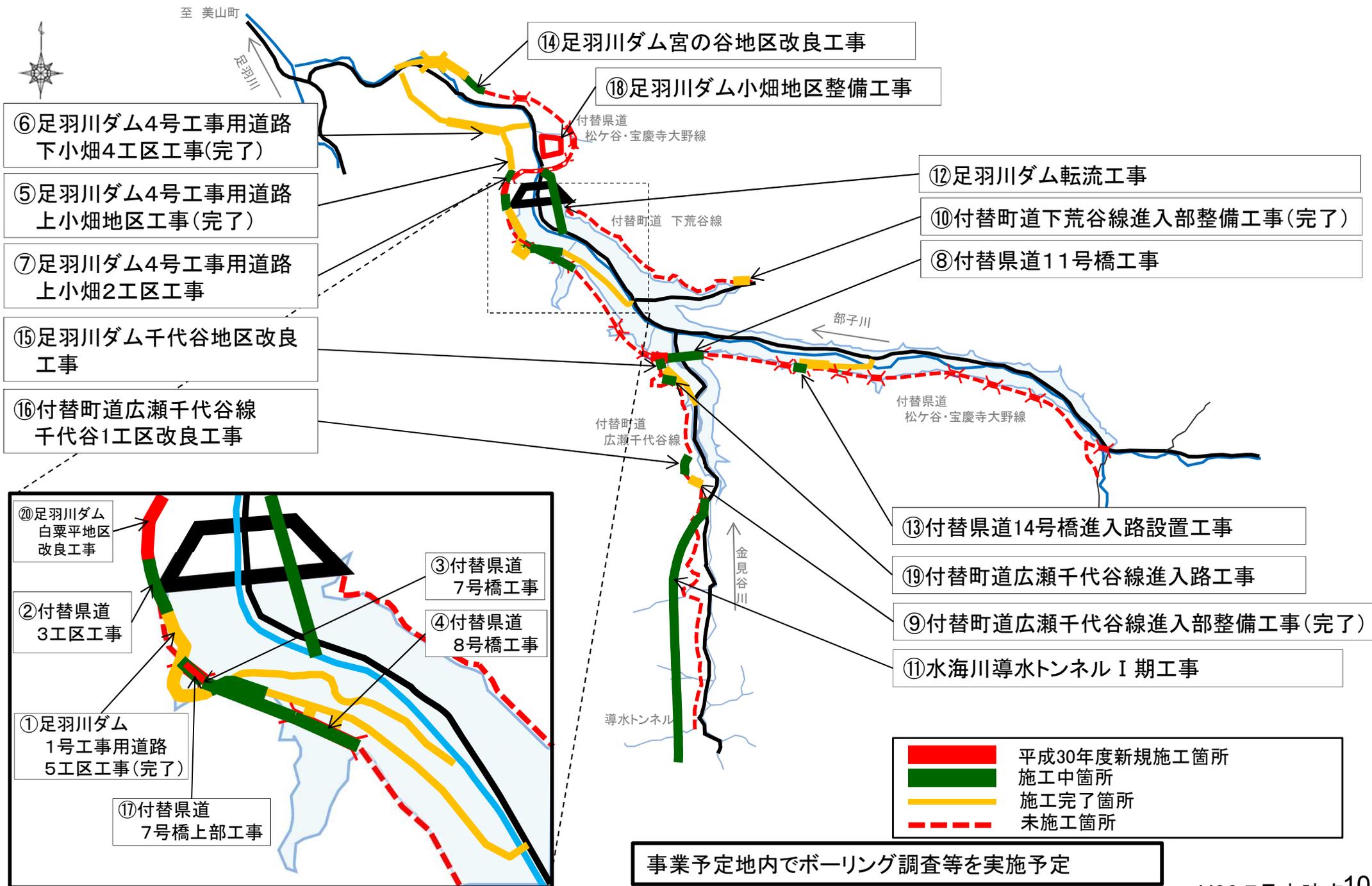


■ H29.5 導水トンネル吐口着工



■ 導水トンネル呑口イメージ



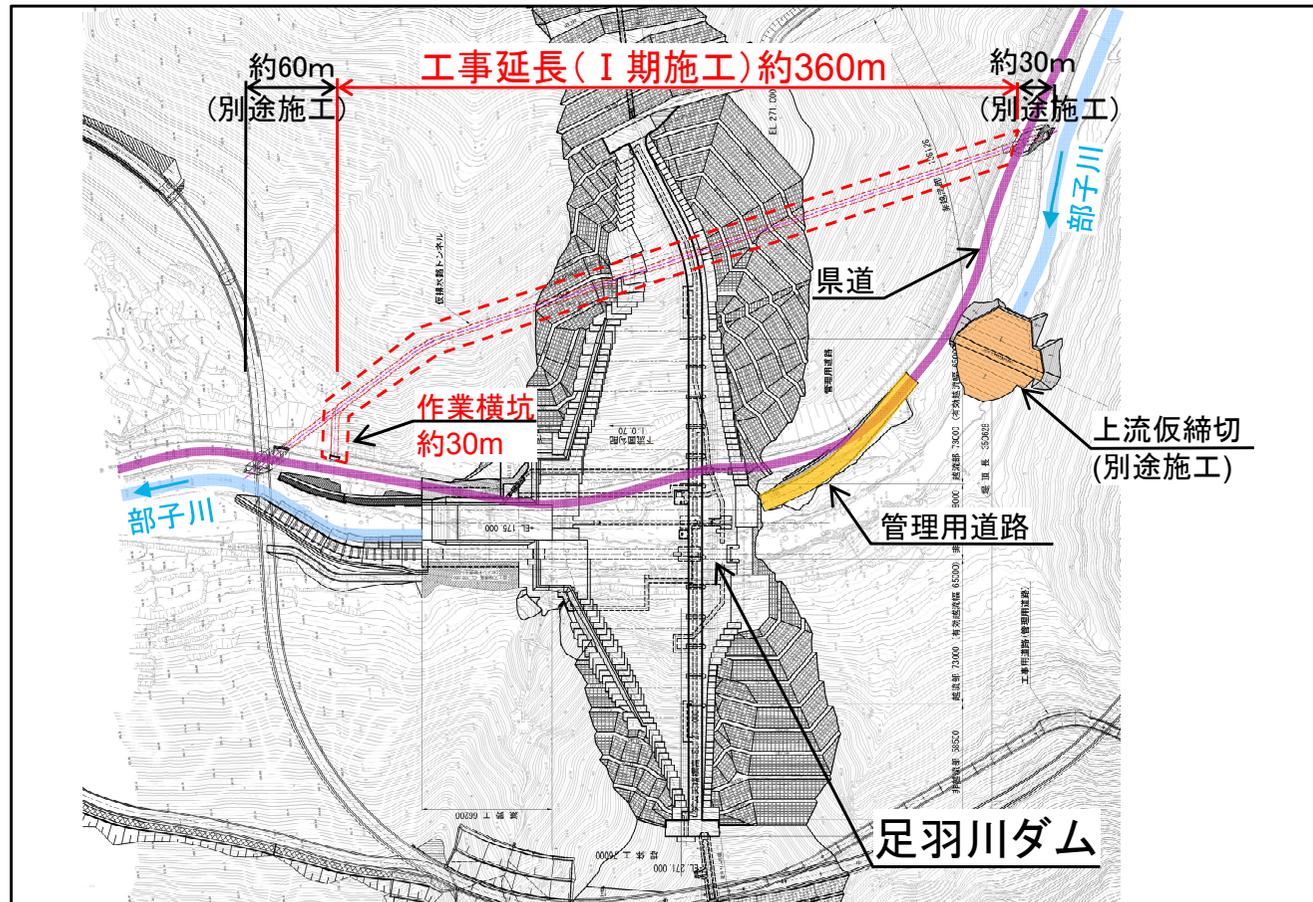


■ 工事内容

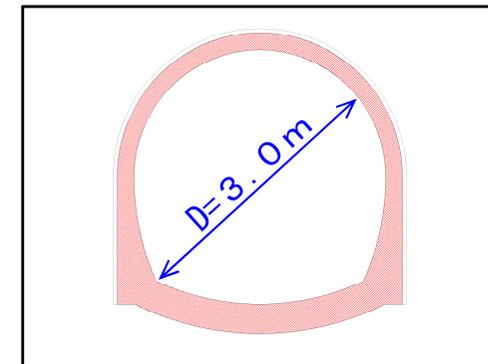
全長約450mの内、約360m及び作業横坑約30mを引き続き施工する。

■ 工期

I 期工事：平成30年2月24日～平成31年9月30日



平面図



標準断面図

## 付替県道

## 導水トンネル



③付替県道7号橋工事



④付替県道8号橋工事



⑪水海川導水トンネルⅠ期工事

## 工事用道路



⑥4号工事用道路下小畑4工区工事



⑤4号工事用道路上小畑地区工事



3号工事用道路4工区工事

## 付替県道

## 導水トンネル



③付替県道7号橋工事



④付替県道8号橋工事



⑪水海川導水トンネルⅠ期工事

## 工事用道路

## ダムサイト



⑥4号工事用道路下小畑4工区工事



3号工事用道路4工区工事



②付替県道3工区

## 付替県道・工事用道路



④付替県道8号橋工事    ③付替県道7号橋工事    ①1号工事用道路5工区工事

1号工事用道路

## 水海川導水トンネル



吐口部



切羽



防音扉

## 付替県道

## 導水トンネル



③付替県道7号橋工事



④付替県道8号橋工事



⑪水海川導水トンネルⅠ期工事

## 工事用道路

## 付替町道



⑥4号工事用道路下小畑4工区工事



①1号工事用道路5工区工事



⑩付替町道下荒谷線進入部整備工事

## 付替県道



③付替県道7号橋工事



④付替県道8号橋工事

## 導水トンネル



⑪水海川導水トンネル I 期工事

## 工事用道路



⑥4号工事用道路下小畑4工区工事



①1号工事用道路5工区工事

## 付替町道



⑩付替町道下荒谷線進入部整備工事

## 付替県道

## 導水トンネル



③付替県道7号橋工事

④付替県道8号橋工事

⑪水海川導水トンネル I 期工事

## 工事用道路

## 付替町道



⑥4号工事用道路下小畑4工区工事

①1号工事用道路5工区工事

⑩付替町道下荒谷線進入部整備工事

## 付替県道



③付替県道7号橋工事



④付替県道8号橋工事

## 導水トンネル



⑪水海川導水トンネル I 期工事

## 工事用道路



⑥4号工事用道路下小畑4工区工事(完了)



①1号工事用道路5工区工事(完了)

## 付替町道



⑨付替町道広瀬千代谷線進入部整備工事

## 付替県道

## 導水トンネル



③付替県道7号橋工事



④付替県道8号橋工事



⑪水海川導水トンネル I 期工事

## 工事用道路

## 付替町道



⑤足羽川ダム4号工事用道路  
上小畑地区工事(完了)



⑦足羽川ダム4号工事用道路  
上小畑2工区工事



⑨付替町道広瀬千代谷線  
進入部整備工事(完了)

足羽川ダム建設事業の実施に係る環境影響評価については、調査及び予測の結果並びに環境保全措置の検討結果を踏まえ、事業者の実行可能な範囲内でできる限り回避又は低減され、環境の保全についての配慮が適正になされると評価しました。また、国、福井県又は池田町が定める環境基準等との整合が図れていると評価しました。

事業者が実施する主な環境保全措置の内容を以下に示します。

## アジメドジョウの保全

### ■重要性

- ・「環境省レッドリスト」: 絶滅危惧Ⅱ類
- ・「福井県レッドデータブック」: 県域絶滅危惧Ⅱ類

### ■分布

- ・本種は、中部及び近畿地方の府県に分布し、日本特産である。福井県では、九頭竜川水系や河野川、笙の川に分布するが、年々生息数は減少している。



### 環境保全措置(ダム完成前(試験湛水前))

専門家の指導・助言を得ながら実施計画を策定し、ダム下流河川に濁水からの避難場所を整備します。

## 河川環境の保全



足羽川  
(福井市高田町)

- ・「環境基本法」: 河川A類型  
浮遊物質濃度 25mg/L以下(天神橋上流の足羽川)
- ・「池田町の水を清く守る条例」: 水源保護地域(町全域)

### 環境保全措置(工事中)

掘削面からの濁水を河川に流さないように沈砂池を設置します。

### 環境保全措置(ダム完成後)

導水トンネルを活用し、水海川・足羽川から清澄な水を導水します。

## クマタカの保全



- 重要性
  - ・「種の保存法」  
: 国内希少野生動植物種
  - ・「環境省レッドリスト」  
: 絶滅危惧 I B類
  - ・「福井県レッドデータブック」  
: 県域絶滅危惧 I 類
- 分布
  - ・本種は、北海道、本州、四国及び九州に留鳥として繁殖する。福井県では、里山から山地にかけて広く分布している。

### 環境保全措置(工事中)

- ・繁殖活動に影響を与える時期には、必要に応じて工事を一時中断します。
- ・低騒音・低振動の工法を採用するとともに、アイドリングを停止します。
- ・作業員の出入りや工事用車両の運行に配慮します。

## ヤマシャクヤク、エゾナニワズなどの保全



### ヤマシャクヤク

- 重要性
  - ・「環境省レッドリスト」: 準絶滅危惧
  - ・「福井県レッドデータブック」: 県域絶滅危惧 II 類
- 分布
  - ・本種は、本州(関東地方以西)、四国、九州に分布する。福井県では、生育地は限られ、個体数が少ない。園芸採取の対象となってきたために減少した。



### エゾナニワズ

- 重要性
  - ・「福井県レッドデータブック」: 県域準絶滅危惧
- 分布
  - ・本種は、樺太、北海道から本州中部まで分布する。福井県が日本における分布の南西限にあたり、県内で確認された個体数や産地が少ない種である。

### 環境保全措置(工事中)

生育適地に個体を移植します。

上記の2種のほかに、イワウメズル、ミゾハコベ、ミズマツバ、ミヤマタゴボウ、アブノメ、エビモ、イチヨウウキゴメについて、移植・挿し木・表土の撒きだし等の環境保全措置を実施します。

このほか、工事中の建設機械や工事用車両に係る騒音・振動対策や、工事に伴う伐採木などの建設副産物の発生抑制や再生利用の促進などを行います。

これらの環境保全措置を実施するとともに、河川の水質・水温、地下水の水位、及び動植物の生息・生育状況のモニタリング調査などの環境への配慮を行います。

なお、環境保全措置を講じる項目のうち、環境保全措置の効果に係る知見が不十分であり、環境保全措置の内容を詳細にするもの等については、事後調査を実施し、結果を公表します。21

## 『第5回 足羽川ダム環境モニタリング委員会』の開催 (H30. 3. 15)

### 【モニタリング委員会概要】

日時:平成30年3月15日

目的:足羽川ダム工事の現地着手するにあたり、評価書を踏まえ実施する環境調査や環境保全措置等の内容について、環境面からの専門家の意見を伺うことを目的に開催

委員会メンバー:

委員長:福原輝幸(広島工業大学

工学部環境土木工学科 教授:水環境)

委員:奥村充司(福井工業高等専門学校

環境都市工学科准教授:水環境)

:久保上宗次郎(猛禽類研究家:鳥類・生態系)

:中村幸世(福井市自然史博物館 学芸員:植物)

:松田隆喜(福井農林高等学校 教諭:魚類)

(50音順・敬称略)

委員会結果:平成29年のモニタリング結果及び保全措置について確認  
平成30年のモニタリング計画について了承



福原委員長挨拶



会議開催状況

## ■九頭竜川水系足羽川ダム事業費等監理委員会の設置

足羽川ダム建設事業について、一層の事業費・工程監理の充実を図るため、事業の進捗に即してコスト縮減・工期短縮の見地から意見を述べるとともに、縮減策の効果や事業の実施状況等について確認することを目的として4名の学識者を委員として「九頭竜川水系足羽川ダム事業費等監理委員会」を設置(H20. 8. 27)

### 【第11回委員会概要】

日時:平成30年 8月1日(水) 10:30~12:00

委員会メンバー:

委員長:荒井克彦(福井大学 名誉教授)

委員:桑原美香(福井県立大学 経済学部 准教授)

:角哲也(京都大学 防災研究所 水資源環境研究センター 教授)

:箱石憲昭(土木研究所 水工研究グループ グループ長)

(50音順・敬称略)

議事次第:

- ・足羽川ダム建設事業の概要
- ・事業の進捗状況について
- ・コスト縮減検討
- ・今後の検討の進め方について

委員会開催状況



## ■設立主旨

国土交通省が施行する足羽川ダム建設事業に対する暴力団等の反社会的勢力やその他、威圧的な不当要求行為等に対して組織的に対処、排除することにより、事業の円滑な推進と関係者の安全を確保することを目的として、平成26年4月に設立。

## ■構成員

会長 足羽川ダム工事事務所長  
副会長 福井県警察本部  
          組織犯罪対策課長  
          福井県警察福井警察署  
          組織犯罪対策課長  
          福井県警察越前警察署  
          刑事課長  
相談役 福井弁護士会  
          民事介入暴力対策委員会  
          委員長、副委員長  
オブザーバー (公財)福井県暴力追放センター  
          福井県 土木部河川課 参事  
          池田町 産業振興課 課長

## ■第5回定例会

日時:平成30年6月1日(金)

### 内容

- ・平成29年度活動内容の報告
- ・足羽川ダム建設事業の進捗状況報告
- ・最近の暴力団情勢の状況報告
- ・平成30年度活動方針の確認



【第5回定例会の開催状況】

## これまでの取り組み状況 ～主な課題とその対応～

課題項目	内容	対応状況
<p>道路の汚れについて</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土置場及び進入路等から公道等に出る際、道路の汚れを指摘</li> <li>・頻繁な道路清掃の要求</li> <li>・道路のひび割れ、ポットホール等補修について指摘</li> <li>・土置場内が軟弱により道路の汚れがタイヤ洗浄機で対応しきれず工事一時中止を要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイヤ洗浄機の設置</li> <li>・散水及び回転ブラシ式清掃車による清掃</li> <li>・アスファルトカバーによる補修</li> <li>・土運搬を一時中止し、場内整備（砕石の敷き均し）後、工事再開</li> <li>・事務所職員によるパトロールの実施</li> </ul> 
<p>河川・環境について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土置場等から発生する路面の汚れにより、路面排水による濁水が河川へ流出することによる魚（鮎）への影響を指摘</li> <li>・水質検査の要請</li> <li>・土置場から流出する濁水防止対策の要求</li> <li>・沈砂池については、適切に排砂等維持管理が実施されていない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリング委員会による専門家の指導により工事を実施</li> <li>・ホームページにアップしているモニタリング委員会報告資料SS（懸濁物質又は浮遊物質）環境基準値以下であることを報告</li> <li>・土置場から道路へ土を流出しないよう水路を設置し、川への流入を避ける沈砂池を設置</li> <li>・当該沈砂池内の堆積土砂等維持管理について指示しているが受注者において、適切に管理されていないケースもあり、引き続き指導を行っている。</li> <li>・施設規模を拡大した本設の沈砂池を施工中</li> <li>・事務所職員によるパトロールの実施</li> </ul> 

課題項目	内容	対応状況
<b>車両の交通安全対策について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンプトラック等工事用車両の徐行（10～20km/h）を要請</li> <li>・徐行看板設置の要求</li> <li>・徐行を励行していないマナー違反車両のナンバーを控え指導を要請</li> <li>・徐行を徹底させるため、交通監視員の設置を要求</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規入場者に対し、安全ルールを記載したペーパーをもとに指導の徹底</li> <li>・連絡の都度、監督員より指導</li> <li>・徐行看板の設置</li> <li>・要所にガードマンを増員</li> <li>・事務所職員によるパトロールの実施</li> </ul> <div style="text-align: center;">  </div>
<b>生活環境について</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ダンプが走行する際の騒音・振動がひどいとの指摘</li> <li>・大型車両について夜間走行しないで欲しいとの要望</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該箇所での振動・騒音測定を実施、調査結果について近隣住民に説明を実施</li> <li>・H30年度については工事が一番盛んな時期（秋頃を予定）1週間連続し調査を実施</li> <li>・大型車両（特車）の通行時間帯を5:30～6:00の間で走行することとした。</li> </ul>

## 実施予定の取り組み

- ① 〈受注者への徹底指導〉（事務所工事関係連絡会議での周知徹底）  
 全元請業者の現場代理人等を集め、事務所方針の伝達及び指導を改めて徹底する。（8月下旬～9月上旬頃）その際、業者からの提案も求める。
- ② 〈現場の集中パトロール〉  
 工事用車両の安全運転履行状況、建設現場の工事安全・現場環境の向上について、職員が巡視し結果を工事関係連絡会議で提案し、受注者と意見交換を実施して改善等を事務所HP等にて公表する。
- ③ 〈濁水処理〉  
 沈砂池の設置（本設施工中）、タイヤ洗浄施設等も含めた確実な管理体制の構築を検討。
- ④ 〈情報発信〉  
 広報誌や事務所HP、チラシ等による情報発信の強化

## 今後のすすめ方

### ○9月上旬

- ・委員会メンバーによる現地視察。

### ○9月下旬

#### 「第2回委員会開催」

- ・現地視察の結果等、幅広い課題・問題点を整理し、  
事務所対応案について議論する。